

# 令和7年8月豪雨からの復旧・復興本部について

令和7年9月 知事公室

# 令和7年8月豪雨からの復旧・復興本部

## 設置趣旨

- 8月10日から的大雨災害については、初動期の応急対応に一定の目処が立ちつつある状況であり、復旧・復興期へとフェーズが移行している。
- そのため、これまでの大規模災害と同様に、県庁の各部局が一体となって、被災地の復旧・復興を迅速かつ強力に推進するため、9月25日(木)に「令和7年8月豪雨からの復旧・復興本部」を設置。

## 役割

1. 今次被害の検証・課題及び復旧・復興に向けた施策の共有
2. 復旧・復興プランの策定、進捗管理及び取組みの推進

## 組織体制

- 本部長：知事
- 副本部長：副知事
- 本部長：知事公室長、各部長、理事(デジタル戦略、球磨川流域復興、食のみやこ推進担当)、会計管理者、企業局長、病院事業管理者、教育長、県警本部長



# 第1回復旧・復興本部会議

## 開催日時

令和7年(2025年)9月25日(木)16時15分～  
※第14回災害対策本部会議に引き続き開催  
(災害対策本部は第14回会議を以って終了)

## 会議概要

- 「令和7年8月豪雨からの復旧復興・本部」の設置について
- 復旧・復興プランについて

## 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランについて

- 復旧・復興に向けた取組みは複数分野に渡り、部局間の連携及び進捗管理が重要となることから「復旧・復興プラン」を策定し、その中で課題検証と進捗状況の一元化・共有を行うもの。
- 第1回会議において、策定の方向性・項目を協議。
  - 被災者の救済・生活支援  
住まいの確保、医療・社会福祉施設等の復旧、災害廃棄物の早期適正処理 等
  - 産業復興支援  
農林畜水産業者への支援、中小企業者等への支援 等
  - 社会・産業インフラの機能回復  
公共土木、農地・農業施設、教育施設、自然公園、交通インフラ、警察施設の復旧
  - 防災・減災の取組み  
防災・減災・国土強靱化(内水対策等を含む)への取組み 等

### ○策定スケジュール

令和7年 9月25日(木)復旧復興プラン項目(案)を提示  
令和7年12月頃(予定)復旧復興プラン策定  
令和8年 8月頃(予定)復旧復興プラン進捗の確認



# 第 1 回復旧・復興本部会議

## 「令和 7 年 8 月豪雨からの復旧・復興プラン 項目（案）」

### 1 被災者の救済・生活支援

- ・生活の支援・住まいの確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・No. 1
- ・医療・社会福祉施設等の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・No. 2
- ・災害廃棄物の早期適正処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・No. 3

### 2 産業復興支援

#### (1) 農林畜水産業関係

- ・農林畜水産業者等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・No. 4

#### (2) 商工業関係

- ・被災中小企業者等の事業再建に向けた支援・・・・・・・・・・No. 5

### 3 社会・産業インフラの機能回復

#### (1) 土木関係

- ・公共土木施設の早期復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・No. 6

# 第 1 回復旧・復興本部会議

## (2) 農林水産業関係

- ・農地・農業用施設の復旧・・・・・・・・・・・・・No. 7
- ・林道施設の復旧・・・・・・・・・・・・・No. 8
- ・山地等の復旧・・・・・・・・・・・・・No. 9
- ・漁港漁場施設の復旧・・・・・・・・・・・・・No. 10

## (3) 教育・文化・自然公園関係

- ・教育施設の復旧・・・・・・・・・・・・・No. 11
- ・文化財等の復旧・・・・・・・・・・・・・No. 12
- ・自然公園施設の復旧・・・・・・・・・・・・・No. 13

## (4) 交通インフラ関係

- ・交通インフラの復旧・・・・・・・・・・・・・No. 14

## (5) 警察関係

- ・被災地警察施設復旧・・・・・・・・・・・・・No. 15

## 4 防災・減災の取組み

- ・防災・減災、国土強靱化（内水対策等含む）への取組み・・・・・・・・・・・・・No. 16

# 消防学校再整備の進捗状況について

総務常任委員会報告資料②  
令和7年9月議会 消防保安課

## 1 本館及び寄宿舍の再整備状況

### ①教育訓練環境の向上、女性受入環境の充実

寝室を個室化するとともに、共同で利用しているシャワー、トイレ、洗面所、洗濯・乾燥機を複数箇所に配置するなど、女性を含めた受入環境を充実

### ②災害対応能力の向上

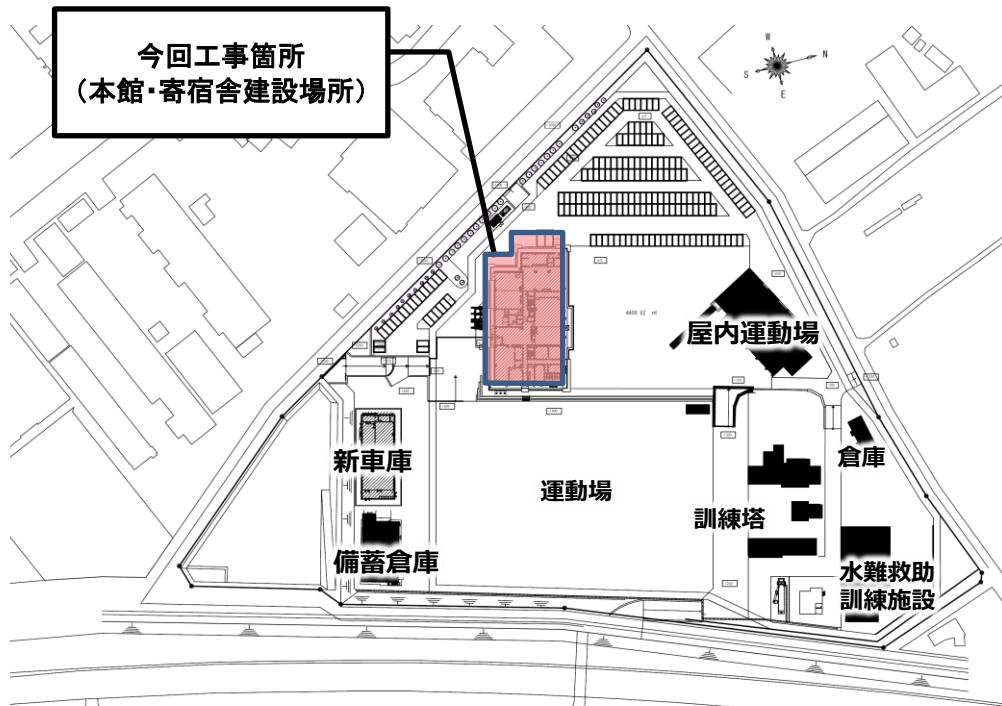
消防学校は、九州を支える広域防災拠点構想において、他県等からの応援部隊の集結・活動拠点に位置づけられていることから、施設や集結活動スペース、駐車場の拡張により、緊急消防援助隊の受援・拠点機能を強化

⇒ **現在、運動場及び駐車場を含む外構の基本設計実施中**

**工 事 名** 消防学校本館・寄宿舍改築工事  
**工 事 場 所** 上益城郡益城町惣領2167地内  
**工 期** 契約締結の日の翌日から令和9年（2027年）7月30日まで  
 （余裕期間30日間を含む）

- (1) 構造：RC+W造、免震ピットRC造
- (2) 階数：地上4階 （現行 地上3階）
- (3) 概算事業費：約44.1億円 （内訳：設計費1.8億円、工事費42.3億円）
- (4) 建築面積：約1,783㎡ （現行 1,749㎡）
- (5) 延床面積：約5,412㎡ （現行 3,465㎡）

※ 財源については緊急防災・減災事業債を最大限活用



【再整備後の配置案】



消防学校本館・寄宿舍 工事費  
 建築工事：2,803,900,000円  
 電気設備工事：778,030,000円  
 機械設備工事：650,736,900円  
 合計：4,232,666,900円

## 2 スケジュール (予定)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
建物	契約準備	基本設計・実施設計	契約準備	改築工事	引越し 既存建物解体工事	
外構		敷地分析業務	測量・基本設計	実施設計	外構工事	

## 1 熊本県過疎地域持続的発展方針及び計画

(1) 策定の目的  
過疎地域持続的発展方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条に基づき策定するものであり、本県が行う過疎地域持続的発展のための対策の大綱であるとともに、市町村が計画を定める際の指針となるもの。

(2) 根拠 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（施行日：令和3年4月1日）

(3) 対象期間  
令和8年度から令和12年度まで（5年間）

(4) 位置づけ

**【県】 過疎地域持続的発展方針**

- ・県が行う過疎対策の大綱
- ・市町村が策定する計画の指針 [法第7条]

**【県】 過疎地域持続的発展都道府県計画**

- ・市町村に協力して県が行う事業 [第9条]

協力

**【市町村】 過疎地域持続的発展市町村計画**

- ・市町村が行う過疎対策事業 [第8条]

(5) 過疎関係市町村（32市町村）

全部過疎	人吉市、水俣市、上天草市、阿蘇市、天草市、美里町、南関町、和水町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、甲佐町、山都町、芦北町、津奈木町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町
みなし過疎	山鹿市
一部過疎	八代市（旧坂本村、旧鏡町、旧東陽村、旧泉村の区域）、玉名市（旧天水町）、菊池市（旧旭志村）、宇城市（旧三角町、旧豊野町の区域）、氷川町（旧竜北町）

(6) その他  
令和7年国勢調査の結果を受け、令和8年度以降に改定予定。

## 2 熊本県山村振興基本方針

(1) 策定の目的  
山村振興法の基本理念や目的を実現するため、山村振興法第7条の2の規定に基づき本県が取り組むべき山村振興対策の大綱として定めるものであり、市町村が具体的な実施計画となる山村振興計画を策定する際の指針となるもの。

(2) 根拠 山村振興法（改正法施行日：令和7年4月1日）

(3) 山村振興法（改正）のポイント  
山村の役割として「農林水産物の供給」「生物多様性の確保」「地球温暖化の防止」を明記し、振興の目的として「山村の自立的かつ持続的な発展」「地域の特性を生かした産業の成長発展等」を明記。また、都道府県の責務として「市町村相互間の広域的な連携の確保」や「情報提供等の援助」の努力を追加。

(4) 対象期間 令和7年度から令和16年度まで（10年間）

(5) 位置づけ

**【県】 山村振興基本方針**

- ・県が行う山村振興の大綱
- ・市町村が策定する計画の指針 [第7条の2]

**【市町村】 山村振興市町村計画**

- ・市町村が行う山村振興対策事業 [第8条]

(6) 振興山村指定市町村（24市町村）

全域指定	南小国町、小国町、産山村、水上村、五木村、山江村、球磨村
一部指定	八代市、水俣市、天草市、山鹿市、菊池市、上天草市、阿蘇市、大津町、高森町、南阿蘇村、西原村、甲佐町、山都町、芦北町、多良木町、相良村、あさぎり町

## 3 宇土天草地域半島振興計画

(1) 策定の目的  
半島振興法の基本理念や目的を実現するため、半島振興法第3条の規定に基づき本県が取り組むべき半島振興の施策として定めるもの。

(2) 根拠 半島振興法（改正法施行日：令和7年4月1日）

(3) 半島振興法（改正）のポイント  
半島地域の役割として、「自然環境及び良好な景観の保全」「多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」を追加し、目的に「半島防災」「地方創生」を図ることを追加。また、都道府県の責務として「市町村相互間の広域的な連携の確保」や「情報提供等の援助」の努力を追加。

(4) 対象期間 令和7年度から令和16年度まで（10年間）

(5) 位置づけ

**【国】 半島振興基本方針**

- ・半島振興対策実施地域の振興の方針
- ・県が策定する計画の指針 [第2条の2]

**【県】 宇土天草地域半島振興計画**

- ・県が行う半島振興の施策 [第3条]

(6) 半島振興対策実施地域（5市町）

全域指定	宇土市、上天草市、苓北町
一部指定	宇城市（旧三角町及び旧不知火町）、天草市（旧御所浦町を除く）

## 4 策定スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
過疎			【県】 方針案策定作業				9月定例会 方針案報告		【県方針】パブコメ実施 【県・市町村】計画策定			【県・市町村】 計画策定
山村						【県】 方針案策定作業			12月定例会 方針案報告 【県方針】パブコメ実施		【市町村】計画策定	方針策定 計画策定
半島						【県】 計画案策定作業						計画策定

# 熊本県過疎地域持続的発展方針（案）について

総務常任委員会報告資料③  
令和7年9月議会 地域振興課

## 第1 基本的な事項

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定に基づき、本県における過疎地域の持続的発展に向けた対策の大綱として、また、市町村が計画を定める際の指針として策定するものであり、その期間は、**令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日**までの5箇年間とする。

## 第2 過疎地域の現状と課題

### 1 過疎地域の現状

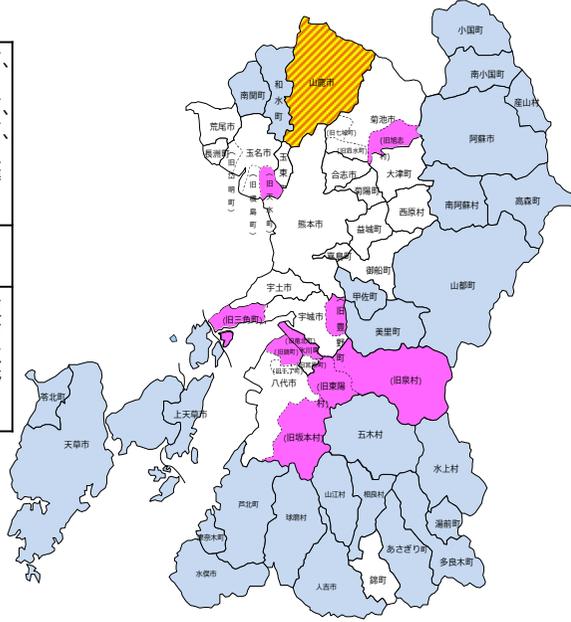
本県における過疎関係市町村は、全域が過疎地域である市町村が26市町村、みなし過疎が1市、一部過疎が5市町9地域であり、過疎法の適用を受ける市町村は、全体の71.1%（32市町村／45市町村）となっており、県内の過半の市町村において過疎法の適用を受ける状況である。

### 2 過疎地域の課題

過疎地域では人口減少による集落の小規模化や地域住民の高齢化により集落機能の維持が困難となっている。また、社会基盤整備は進んでいるものの、非過疎地域と比較すると依然として遅れがあり、公共施設整備も時代に即したまちづくりが求められている。このほか、医療・福祉サービスの充実により、高齢者等が安心して暮らせる環境づくりも必要である。

### 過疎関係市町村（32市町村）

全部過疎	人吉市、水俣市、上天草市、阿蘇市、天草市、美里町、南関町、和水町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、甲佐町、山都町、芦北町、津奈木町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町
みなし過疎	山鹿市
一部過疎	八代市（旧坂本村、旧鏡町、旧東陽村、旧泉村の区域）、玉名市（旧天水町）、菊池市（旧旭志村）、宇城市（旧三角町、旧豊野町の区域）、氷川町（旧竜北町）



全市町村	45
過疎関係市町村	32
全部過疎	26
みなし過疎	1
一部過疎を有する市町村	5
一部過疎	9

## 第3 過疎地域の持続的発展の基本的な方向

**過疎地域がくらしの場として選ばれ、そこに暮らす住民が誇りと自信、愛着を持てるような、持続可能な地域づくりを目指す**ことを基本方針とし、以下の視点をもって過疎地域の持続的発展に向けた振興策を展開する。

人材の確保・育成

持続可能な地域  
経済活動の実現

安全・安心なくらしの確保

## 第4 具体的施策

※赤字は今回の改定で追加（変更）した事項

### 1 移住定住、地域間交流の促進、人材育成

- ・移住定住の促進（相談窓口の設置やデジタル技術を活用した効果的な情報発信、総合的な移住定住施策の実施）
- ・地域間交流の促進（都市部との交流促進に向けた受入体制整備や牽引役となる人材育成、**二地域居住のための環境整備**）
- ・人材の確保及び育成（課題解決に向けた外部人材の確保や多様な人材育成、持続可能な行政システムの構築）

### 2 産業の振興

- ・農林畜水産業の振興（「食のみやこ熊本県」の創造に向けて要となる農林畜水産業の担い手確保・育成や、生産性向上、**高付加価値化、販路拡大の推進**）
- ・商工業の振興（新たな産業の創出や地域の特性・バランスを考慮した企業誘致の促進、イノベーションを担う人材育成）
- ・情報通信産業（情報通信基盤の整備やIT関連企業の立地促進、地域企業の高度化・多様化）
- ・観光産業の振興（**観光産業を通じた過疎地域を含む地域の活性化や持続可能な観光地域づくり**）
- ・港湾の整備（重要港湾の観光拠点化の促進や地方港湾の機能充実）

### 3 情報化の推進

- ・DXの推進（人口減少や過疎化が進行しても誰もが住み慣れた地域で暮らすためのデジタル化、DXの推進）
- ・ICTを活用するための環境整備（超高速ブロードバンドの未整備地域解消や携帯電話エリア等の整備）
- ・ICTを活用した課題解決と地域活性化（医療・福祉・介護分野などのサービスへのICTの活用）
- ・デジタル行政の実現（情報システムの標準化・共通化やAI等を活用した業務効率化）

### 4 交通施設の整備及び交通手段の確保等

- ・道路の整備（過疎地域とその他の地域を結ぶ道路及び過疎地域内を連絡する道路の計画的な整備）
- ・交通確保対策（公共交通の運行に係る人材・資源の最適化や交通空白地帯の解消）

### 5 生活環境の整備

- ・水道、生活排水処理施設及び廃棄物処理施設等の整備（水道施設、生活排水処理施設、ごみ処理施設等の整備）
- ・消防・防災施設等の整備（消防車両や高規格救急車の導入、耐震性貯水槽の設置等、消防団員の加入促進）
- ・災害に強いまちづくり（道路、河川、農林水産基盤の整備や耐災化、国土強靭化のためのインフラ強化）

### 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

- ・児童その他の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策（「こどもんなか熊本」の実現に向けた、出会いから結婚、妊娠・出産、子育てまで、切れ目のない支援、結婚後・出産後・子育て中も安心して働き続けたいと思える職場環境づくり、療育支援体制の構築、障害児通所支援体制の整備）
- ・高齢者等の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策（高齢者の身体活動・運動の重要性の啓発、認知症サポーターの養成・活躍の場の拡大支援等地域支援体制の整備）

### 7 医療の確保

- ・過疎地域を支える医師の確保（地域医療を志す医学生確保、医師の養成、**地域で勤務する医師が安心して勤務しながらキャリアアップできる環境整備**）
- ・へき地医療拠点病院等の運営支援、機能強化・拡充（施設設備等に対する補助や計画的な医師派遣）

### 8 教育の振興

- ・公立小中学校等の教育施設の整備（校内通信ネットワークや端末等のICT機器の維持管理・更新、廃校の有効活用）
- ・図書館その他の社会教育施設等の整備（図書館の利便性向上や地域住民の学習機会の確保）

### 9 集落の整備等

- ・集落の維持・活性化（買い物支援や生活交通の維持・確保、地域自治組織が行う自主的活動に対する支援）

### 10 地域文化の振興等

- ・地域文化の振興等（無形民俗文化財の次世代への継承及び調査、担い手育成のための意識醸成）

### 11 再生可能エネルギーの利用の促進

- ・再生可能エネルギーの導入・利用促進（再生可能エネルギー普及促進、県民・事業者等における利用促進）

# 阿蘇くまもと空港アクセス鉄道に係る調査・検討結果について

【概算事業費、需要予測、B/C等】

令和7年(2025年)10月1日

企画振興部 交通政策・統計局 空港アクセス鉄道整備推進課

# 1 調査・検討の趣旨・概要

## (1) 調査・検討の趣旨

- 阿蘇くまもと空港へのアクセスは、リムジンバスを含めた自動車での移動が主であり、朝夕のラッシュ時には渋滞が発生し、想定時間内に空港に到着できない事態が多く発生。
- 今後、更なる国際航空路線の拡充や半導体関連産業の集積等により、空港利用者の大幅な増加が予想される中、熊本市中心部と阿蘇くまもと空港が鉄道でつながることで、熊本都市圏の都市機能が一層向上し、半導体関連企業の円滑な企業活動にも資する。
- また、空港アクセス鉄道は、新生シリコンアイランド九州を実現し、日本の半導体関連産業の復活を目指す国家プロジェクトの成功のためにも、重要なインフラである。
- このため、令和4年12月議会で空港アクセス鉄道は「肥後大津ルート」とすることを表明し、鉄道整備の具体化に向けた調査・検討の深度化を進めてきたもの。

## (2) 調査・検討の概要

肥後大津ルートでの整備に向け、以下のとおり検討の深度化を実施。

○整備ルートの絞り込み ⇒ 令和7年6月議会で公表

○物価高騰などを踏まえた概算事業費の見直し

○運行形態の整理、需要予測、費用便益分析（B/C）等の精査

⇒ 今回公表

## 2 運行形態に係るＪＲ九州との協議

### ○ 令和４年度におけるＪＲ九州との確認書取り交わし

- ・ 令和４年１１月に、肥後大津ルートに関する確認書を取り交わし、「空港アクセス鉄道と豊肥本線全体の利便性の最大化及び運営の効率化という目標を共有」の上、直通運転を基本として検討するなど、空港アクセス鉄道の早期実現に向けて取り組むことを確認。
- ・ 運行形態については、三里木ルートに関する確認書に基づく上下一体（運行委託）方式に加え、上下分離方式により下部分は県が設立する第三セクターが運営し、上部分はＪＲ九州が豊肥本線と一体的に運行を担う方式を検討することとしていた。



### ○ 今回の報告にあたっての運行形態に係るＪＲ九州との協議結果

- ・ 空港アクセス鉄道の運行形態については、ＪＲ九州が第二種鉄道事業者として、豊肥本線と一体的に運行を行う上下分離方式を採用することとした。
- ・ 空港アクセス鉄道における効率的なダイヤ設定による快速運行を実現するため、空港アクセス鉄道の整備に併せて、豊肥本線輸送力強化のための整備も両者が協力して行うこととした。

### 3 需要予測等に係る主な前提条件

項目	今回調査結果	前回調査結果（R4.9月公表）
鉄道施設の構造	単線・電化（豊肥本線 熊本－肥後大津間と同様） 主たる構造物は高架橋 又は トンネル	
運行形態	上下分離方式	上下一体（運行委託）方式
運行本数（片方向）	普通：47本／日 （豊肥本線 普通：50本／日） 快速：14本／日	普通：49本／日
空港駅から熊本駅の想定運賃 （参考：同区間のリムジンバス運賃）	950円 （1,000円）	800円 （800円）
航空旅客の見込み	熊本国際空港(株)が掲げる2051年度航空旅客目標値622万人（国内線447万人、国際線175万人）を基に算出	
建設期間（開業時期）	8年間（開業時期は2034（R16）年度末を想定）	
想定される国庫補助事業	空港アクセス鉄道等整備事業費補助等	
J R 負担金	空港アクセス鉄道の開業後、J R九州の既存路線で生じる増益額の一部を総事業費の1/3を上限に計上	
事業費積算価格	令和7年4月価格	令和3年4月価格

## 4 調査結果概要

- 物価高騰などの影響により概算事業費は増加したものの、快速運行の設定による所要時間の短縮や、所要時間短縮等による需要予測の増加等により、30年の費用便益分析（B/C）は「1.21（前回「1.03」）」となった。

項目		今回調査結果	前回調査結果（R4.9月公表）
概算事業費		空港アクセス鉄道整備 約610億円 豊肥本線輸送力強化 約60億円	約410億円
整備延長		約6.8km	
空港駅－熊本駅 (空港駅－肥後大津駅)	所要時間	普通：約48分（約8分） 快速：約39分（約7分）	普通：約44分（約8分）
	距離	約29.4km（約6.8km）	
需要予測（予測年次2035年）		約6,500人／日	約4,900人／日
費用便益分析 (B/C)	30年(50年)	1.21 (1.43)	1.03 (1.21)

## 5 概算事業費（前回調査結果との比較）

### 【空港アクセス鉄道整備に係る事業費の増（主な増要因） [+約200億円]】

#### ○物価、人件費の高騰 [+約160億円]

- ・ 前回調査のR3.4月価格からR7.4月価格で再算定し、4年分の物価、人件費の上昇分を反映。近年の物価高騰が大きく影響。

#### ○鉄道設計の深度化 [+約30億円]

- ・ 信号場、トンネル、空港駅、主要交差部等の構造精査。

#### ○車両費、運行システム改修費 [+約10億円]

- ・ 将来の運行計画を想定した必要車両数の見直し、運行ダイヤのシステム改修費。

### 【豊肥本線輸送力強化に必要な事業費 [+約60億円]】

- 空港までの快速運行の実現や豊肥本線の効率的な運行ダイヤの設定により利用者の利便性を向上させるため、「行違い化（東海学園前駅）」「同時進入化（武蔵塚駅、原水駅）」など、空港アクセス鉄道の開業までに必要な豊肥本線の輸送力強化を実施。
- 国やJR九州等関係機関と協議のうえ、活用できる国の財政支援メニューを考慮しながら、最適な事業スキームを検討。

## 6 需要予測と費用便益分析（B／C）（前回調査結果との比較）

### 【需要予測、費用便益分析（B／C）の伸びの主な理由】

- ① 需要予測の計測モデルにおいて、鉄道利用者の基礎となる、J A S M（T S M C）をはじめとした最新の企業進出や住宅等の開発状況、今後の市町村におけるまちづくり計画等に基づく市町村の鉄道沿線における従業人口（昼間人口）、居住人口（夜間人口）の増加見込みを反映。

（最新の開発状況等を反映した増加見込み）

- 菊陽町：従業人口 +4,124人、居住人口 +7,429人※
  - 大津町：従業人口 + 840人、居住人口 +7,946人※
- ※各町における人口の増加数ではなく、基準時点以降の開発に伴う住宅等（人数ベース）の増加数

- ② 令和6年3月と5月に、県独自に空港等において「県内での移動手段に関するアンケート調査」を実施し、これまで考慮できなかった、阿蘇くまもと空港を利用して熊本を来訪される方の「道路交通渋滞等に左右されず定時に運行する鉄道の価値（時間信頼性）」を反映した需要予測モデルを構築。

➢ 空港利用者鉄道分担率：前回 15.7% → 今回 18.4%

＜参考：鉄道が直結する他空港における鉄道分担率＞

羽田空港：55.4%、福岡空港：48.5%、仙台空港：42.4%、伊丹空港：26.7%、宮崎空港：21.2%

- ③ 豊肥本線の輸送力強化を行うことで、熊本駅から空港までのより利便性の高い運行ダイヤの作成が可能となったため、それに基づく列車の快速運行の導入や所要時間短縮を反映した。

➢ 快速列車：前回 快速設定なし → 今回 14本／日（普通列車に比べ▲約9分速達性が向上）

➢ 普通列車：前回 49本／日 → 今回 47本／日（豊肥本線 普通 50本／日）

# 緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

## 1 「緑の流域治水」の主な取組状況

### (1) 新たな流水型ダムを進捗状況

- ・9月5日～6日、土地収用法の規定に基づき、国土交通省(事業認定庁)が事業の公益性や必要性について一般の意見を聴取する公聴会を開催。
- ・また、9月11日に開催された球磨川漁協臨時総会において、漁業補償契約案を可決。
- ・引き続き、国において、令和9年度のダム本体基礎掘削工事の着手、令和17年度の完成を目標に関連工事や調査・検討、各種手続きが進められる。

流水型ダム整備スケジュール(国土交通省九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所)

	R6	R7	R9	R17
環境保全対策	評価レポート 作成・公表	R7.3.25流水型ダムアドバイザー会議設置		
		環境保全措置の具体化/現場実装		
		動植物のモニタリング		
ダム本体工事	設計(模型実験等) 本体施工方法等検討	転流工 魚道設置等	基礎掘削 工事開始	ダム本体打設 試験 湛水
生活再建工事	R6.11着手 付替村道(未施工区間の整備)			
	R7.2着手 平場造成(協議が整った箇所から順次整備)			
斜面安定対策	地質調査の結果、地すべり発生の可能性がある箇所において、順次対策を実施			

### (2) 球磨川中神地区(人吉市)遊水地事業の着工式について

日時：令和7年9月14日  
場所：人吉市立中原小学校体育館  
主催：国土交通省 八代河川国道事務所  
熊本県、人吉市  
内容：来賓祝辞、鍬入れ等



9/14 中神地区遊水地事業着工式



※遊水地面積：約14ha

出典：国土地理院空中写真

### (3) 球磨川水系県管理河川について

- ・球磨村の中園川において、家屋の浸水防止など浸水被害を軽減する宅地かさ上げ工事が6月に完了。7月には、くまもとアートポリス事業を活用した「球磨村中園のみんなの家」の起工式が開催され、令和7年度内完成予定。
- ・その他、河川改修、宅地かさ上げ、遊水機能を有する土地の確保・保全など13河川で事業推進中。



6月 中園川宅地かさ上げ完了（球磨村）

### (4) 「緑の流域治水」に関する出前授業について

- ・県では、「緑の流域治水」を広く県民の皆さんに情報発信する「見える化」を推進。
- ・その一環として、球磨川流域の小・中・高校で県職員による出前授業を継続的に実施中。



7/11 湯前小学校（湯前町）



9/18 水上学園（水上村）



9/19 西瀬小学校（人吉市）

## 2. 五木村・相良村の振興について

#### <五木村>

- ・9月24日に、宮園周辺地域の区長らで組織される「五木村宮園周辺地域振興協議会」が開催。今年度3回目。
- ・10月18日に開催される「旧五木第二中学校校舎への感謝とお別れをする会」、今後の交流人口等増加による賑わいづくり策、川づくり等について協議。
- ・住民主体の振興協議会を中心に、関係機関と連携した地域づくりを進行中。



旧五木第二中学校校舎（五木村）

#### <相良村>

- ・9月22日に、川辺川魅力創造事業交流拠点施設整備（廻交流拠点）事業に関する村民説明会が開催。
- ・本施設は、くまもとアートポリス事業を活用し、設計者を公募。今回、施設詳細設計について、村から村民への説明を実施。
- ・今後、村では施設建築工事に、県では河川の階段護岸工事に、着手予定。



川辺川魅力創造事業 完成イメージ図

- ・引き続き、国・県・村が一体となり、村民の皆様の御意見を十分お聴きしながら、目に見える形で着実に両村の振興を推進していく。